

### 当面のスローガン

- 本年こそ「人権侵害救済法」を制定させよう!
- 狭山再審闘争の勝利をかちとろう!
- 続発する差別事件の糾弾を徹底しよう!



発行所  
解放新聞和歌山支局

〒640-8314  
和歌山市神前 405-3  
TEL 073-473-2301  
FAX 073-473-2302

発行責任者  
藤本 哲史

# 解決にむけ、共通認識を

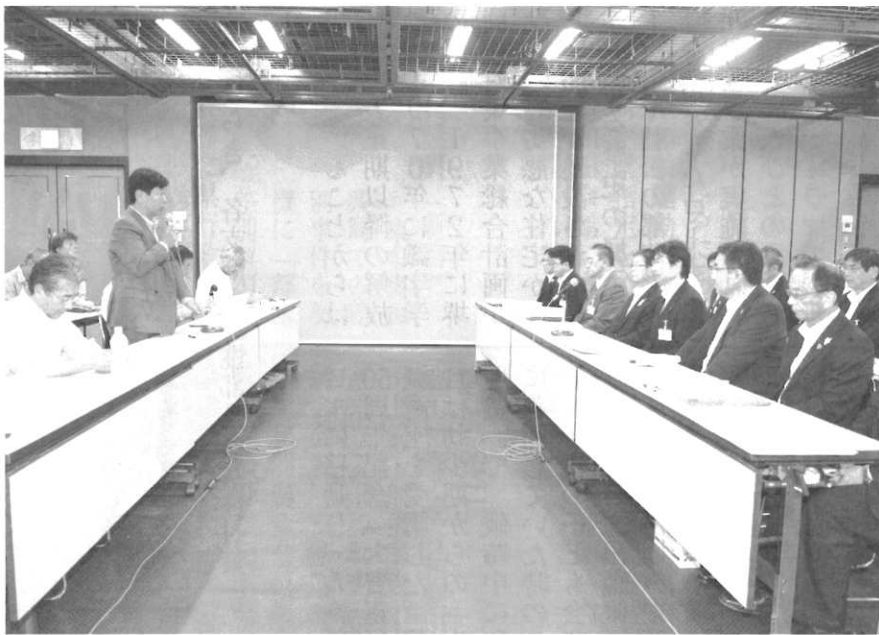
## 人推協交渉

和歌山県人権施策推進協議会(以下、「人推協」と)の交渉が7月11日、執行委員、事務局参加のもと書道資料館でおこなわれた。

「人推協」は、副知事を代表とし、さまざまな人権問題の解決をはかるため各部局の連携をはかり、総合的・計画的にとりくみを実施するために設置された全庁的な組織である。

下宏・副知事は冒頭「同和問題の解決は県政の重要な柱と位置づけ総合的に事業を推進してきた。『部落差別解消推進法』(以下、「推進法」)の趣旨もふまえ、市町村等とともに同和問題

の解決に向けとりくみをすすめていく」とあいさつをのべた。  
交渉では「推進法」が施行され一年以上が経過しているなかで、県の部落解放行政にたいする基本的な考え方をはじめ、法に基づく相談体制の充実や実態調査について、県の見解やとりくみの方向性を明らかにするよう求めた。また、人権3法(部落差別解消推進法・障害者差別解消法・へ



あいさつする藤本哲史・執行委員長(左)

イトスピーチ解消法)に全庁的な対応を求めるとともに、法が制定されどのような

### 各市町村交渉

#### ◆東牟婁振興局(7/5)

申本・新宮支部が参加した交渉では、昨年度発覚した振興局職員の差別事件を教訓とし、職員の誰もが部落差別を見抜き、差別を許さない体制づくりと東牟婁管内で起きている差別事件の現状をふまえ、各市町村において「推進法」制定をふまえ、温度差のないよう教育・啓発のとりくみと差別や人権侵害における相談体制の充実を図られるよう訴えた。また、雇用や福祉・教育といった地域の課題においても早急な対策を強く要求した。

#### ◆新宮市(7/20)

浮島隣保館でひらかれた交渉は「推進法」制定をふまえ、市として相談体制の充実にくわえ、教育・福祉・就労など部落の実態をしっかりと把握し、課題解決に向けたとりくみを要求した。また、昨年度に実施

になつていのか県が点検すべきだと強く要求した。県行政における人権行政を明確に位置づけ、インターネット上の差別については、県はモニタリングの必要性はあるとし、条例については、改正の必要があるかどうかも含めて検討していくとの回答があった。

した市民の人権意識調査の結果をふまえ、部落差別の実態、市民の差別意識の現状を職員がふまえたとりくみを強く訴えた。

#### ◆橋本市(8/22)

平木哲朗・市長をはじめ32人、支部から35人が参加した。はじめに、橋本・伏原・名古曾支部を代表して、寺本典司・橋本支部長から「部落差別のないよき日のおとずれがくること。いまだ部落差別という大きな社会悪が存在しているが、解決にむけた回答をいただきたい」とあいさつした。つづいて、平木・市長から「人権にかんする基本調査をし、結果から新しい人権問題へのとりくみを相談しながらすすめていき、同和問題解決のため努力する」とあいさつした。つづいて、宮本修作・県連書記長から「11月13日の対県交渉にむけて、望んでいたきたい」とあいさつがあった。

はじめに「推進法」をふまえた今後のとりくみについて、各支部から意見をだ



意義ある交渉とあいさつする 寺本支部長

#### ◆伊都振興局(9/12)

総合庁舎でひらかれた交渉には、新谷垣内真琴・局長、県連から23人が参加した。藤井静雄・紀北ブロック長から「人権3法を高めたい」とあいさつがあった。新谷垣内・局長から「同和問題の早期解決に向けて、地域住民の方がたとえ、また日頃からの意見交換やコミュニケーションを深めながらすすめていきたい」とあいさつした。交渉は「推進法」にかんする振興局の考え方や企業誘致及び商工業者(地場産業)の活性・育成をはかるための対策について議論された。最後に橋本・伏原・中飯降・笠田東支部の支部要求について協議した。また、今回の回答について対県交渉で再度回答される。

しあつて協議した。また、残された課題については、9月12日に実施する伊都振興局交渉で話し合う。

## 頑健

夏のさまざまな困難を経て、今年も実りの秋を迎えた。稲穂をみながら、今すぐく気になることがあつた。私たちは、ほぼ毎日頂くコメ(国産)に高い信頼をもっている。私たちの国は、国土は狭いながら多彩な気候風土があり、長い努力が重ねられ、その土地にあつた多くの農作物を生みだしてきた。コメだけでも全国で3百余の品種を数える。それが今、大変な危機に直面している▼日本のコメ・麦・大豆を支えてきたのが「種子法」であるが、十分な審議もされず本年4月に廃止された。その理由が「民間企業の参入による競争力の強化」だ。実は、全世界の「種子」の70%がアメリカの企業で占められている。これらの企業の「遺伝子組換え種子」を基本にした世界食糧支配戦略と「種子法」の廃止が密接に結びついているのだ。紙面の関係で詳細は書けないが、これによって日本の農産物の多くが壊滅するといわれている▼現在、日本の食料自給率は39%で、日常の食卓は、外国産や外国産を材料とした食品であふれているが「お金をだせば、いつでも買える」は幻想であることを知らなければならぬし、「食の安全」という視点でも深く考える必要がある。さらに、世界で問題になっている農業経営の破綻という現実にも: